日本(にほん)でくらすための銀行口座(ぎんこうこうざ)や送金(そうきん)のつかい方(かた)

金融庁(きんゆうちょう)

やさしい日本語(にほんご)

口座を作ります

つくることができる金融機関

銀行	信用金庫	信用組合
JAバンク	JFマリンバンク	労働金庫

つくるときに必要なもの（必要なものは、金融機関によってちがうことがあります。）

在留カード
パスポート

はんこ
（サインでOKのときもあります）

社員証 や 学生証
（ないときは会社の人や学校の人といっしょに行ってください）

金融機関は、自分たちの商品やサービスを、違法なこと（たとえば、マネー・ローンダリング：Money launderingなど）から守るために、国際社会からの呼びかけや法律に従っています。ですから、口座をつくるときは、あなたのこと（住んでいるところや名前、在留期間や資格、仕事など）を確認します。あなたが口座をつくったあとも、必要なときに確認します。確認できないときは、口座をつくることができなかったり、口座をつかうことができなくなったりすることがあります。

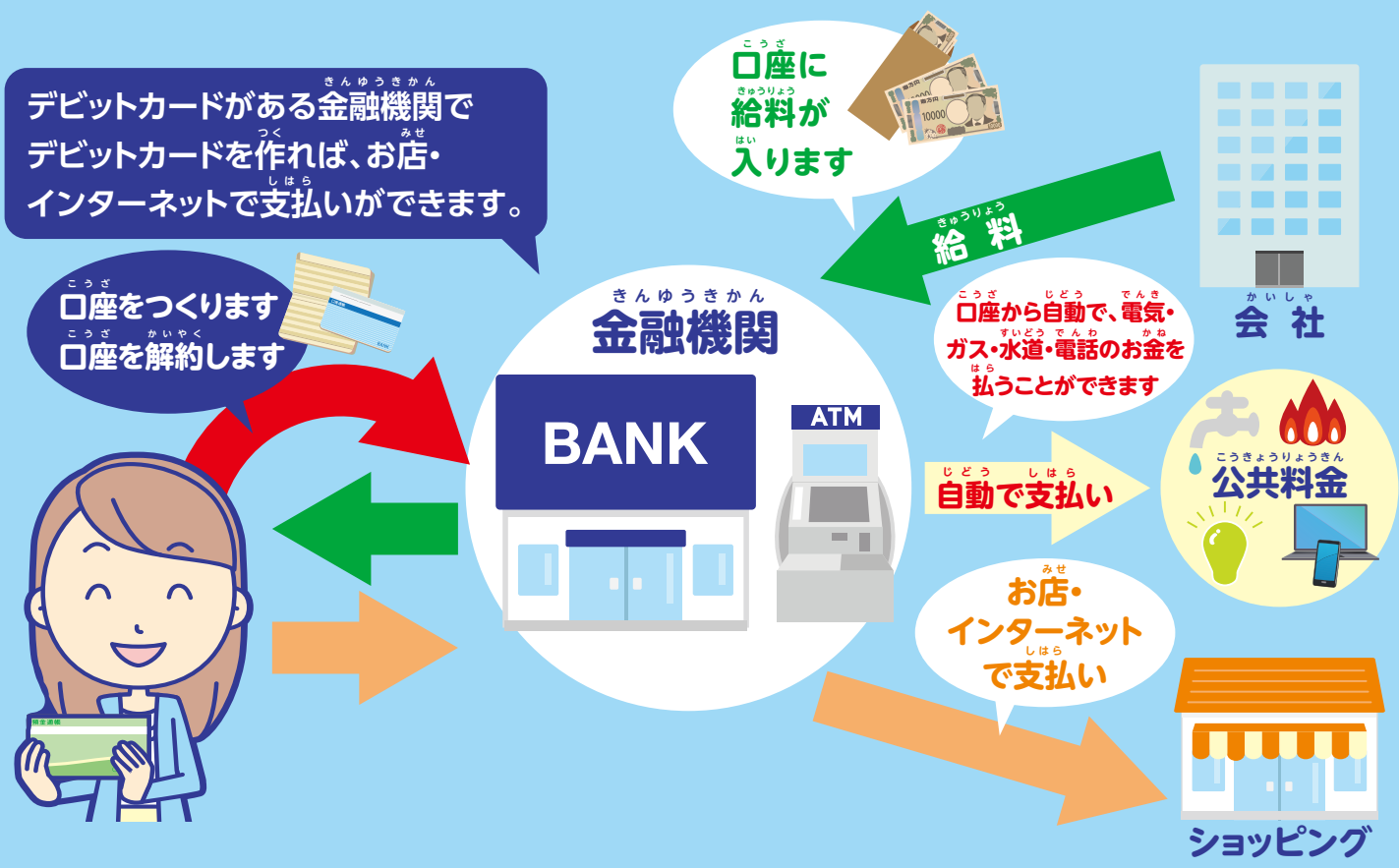

①から④のときは、あなたが口座をつくった金融機関に連絡してください。

- ✓ ①住所や在留期限／資格が変わりました
- ✓ ②仕事や学校をやめました
- ✓ ③通帳やキャッシュカードをなくしました
- ✓ ④国に帰ります→口座を解約してください

海外へお金を送ります

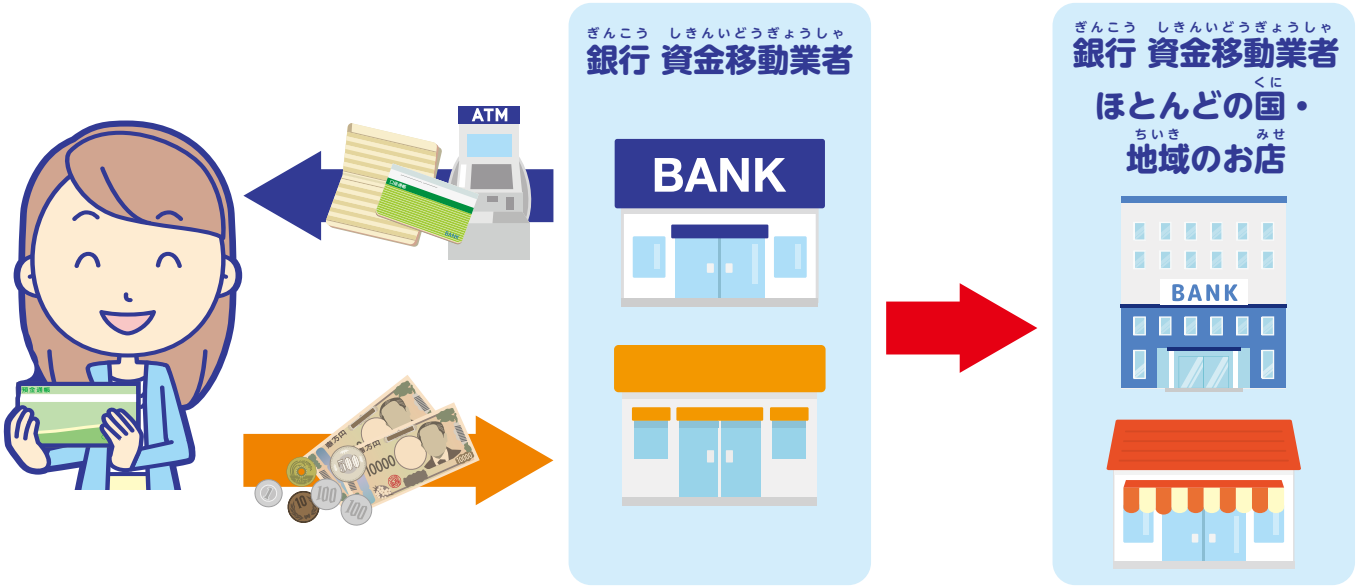

- ▶ 送金の理由やお金をどこに送るか・お金がどこから出るかがわかるものが必要になることがあります。
- ▶ お金が届くまで、時間がかかることがあります。

金融庁が認めていない銀行・資金移動業者は違法な業者です。使わないでください。使ってもいい銀行・資金移動業者は金融庁のウェブサイトで確認できます。

右の2次元コードを使ってください。

海外送金ができない銀行・資金移動業者があります。また、銀行によって海外送金ができない国・地域があります。銀行・資金移動業者に確認してください。

マネー・ローンダリング

(Money laundering:犯罪に関係がある
お金を持っている人が
だれかわからなくすること)は**違法**です!

口座をつかうことや海外へお金を送ることなどで困ったときは、会社の人や学校の人に相談してください。

違法な業者かどうか心配なときは、その業者はつかわないでください。会社の人や学校の人に相談してください。

違法なこと(たとえば、ほかの人にあなたの口座をあげること)は、しないでください。日本に住むことができなくなったり、日本に来ることができなくなったりすることがあります。

(2024年9月改訂)

金融庁の連絡先

(電話受付時間:平日 10:00AMから5:00PMまで)

金融サービス利用者相談室 0570-016811

(IP電話からかけるとき 03-5251-6811)

英語ワンストップ窓口(英語で相談できます) equestion@fsa.go.jp